

税制度改正対策セミナー

制度の導入より経理処理はより煩雑



『消費税軽減税率制度』と『インボイス制度』企業の対応

**インボイス制度(適格請求書等保存方式)は、課税・免税事業者にも適用されます！
消費税に関する税務調査はより厳しく！当社は赤字だから通用しません！**

消費税軽減税率制度の導入により、経理処理等の事務負担が増えています。そのような中、3年後には適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入され、インボイス(適格請求書)がないと仕入税額控除ができなくなるなど経理処理がより煩雑になります。免税事業所にも影響するため、今から内容を良く理解することが大切です。

そこで本セミナーでは、制度に関する経理処理の対応と注意点についてわかりやすくご指導いたします。

講師



山崎税務会計事務所代表

山崎 健

・税理士 ・行政書士 ・労務管理士
・宅建建物取引主任士 ・AFP

1966年生まれ。東京会計専門学校税理士学科卒業。会計事務所勤務を経て、1995年藤間公認会計士税理士事務所(現・税理士法人 TOMA)に入社。税務・会計・経営・相続等の指導と共に、セミナー講師として活躍。副所長として多くの税務調査や不服申し立て業務にも従事する。2011年独立。企業経営をサポートする業務の傍ら、商工団体等のセミナー講師として活躍中。明快な解説には定評があり多方面から高い評価を得ている。

山崎講師の他のテーマ

- 「3時間で基礎から学ぶ！経理・簿記の実務」
- 「決算書の読み方・活かし方」
- 「キャッシュフロー経営のすすめ」
- 「税務調査』上手な対応」他多数

- ◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。
- ◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

インボイス制度とは？

課税事業者が発行するインボイス「適格請求書」に記載された消費税額のみを仕入税額から控除ができる制度

【講座内容】

I. 軽減税率制度への対応と注意点

- ・対象品目と影響のある主な業種
- ・帳簿・請求書等の10%と8%の区分表示方法
- ・売上税額・仕入れ税額の計算の特例
- ・飲食店の対応 ・卸、小売りの対応

II. 経理処理の注意点

- ・区分記載請求書等保存方式への対応
- ・消費税計算の特例の活用

III. インボイス制度(方式)の概要と注意点

- ・インボイスとは？いつから導入される？
- ・適格請求書等保存方式とインボイス方式の概要
- ・導入された場合の免税事業者の注意点

IV. 消費税増税に伴う会社・お店の注意点

- ・もう“どんぶり勘定”ではやっていけない
- ・赤字だから関係ない！税務調査はより厳しく！
- ・適正に価格転嫁できるか？自腹になるか！

* 120分 * 交通費は「東京駅」から

研修・セミナー・実技指導

Adonis

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786
E-mail 7745@s-adonis.com